九　廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一〇～二五　（略）	（略）	（略）
備考 （略）		

（余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令）

第二条　余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
2　令第五条第一項第十八号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準（当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準）に適合するものであることとする。 一・二　（略）	2　令第五条第一項第十六号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準（当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準）に適合するものであることとする。 一・二　（略）

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

九　廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一〇～二五　（略）	（略）	（略）
備考 （略）		